

# 那 霸 市 公 報

第 1 6 8 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 規 則 ◇

- 那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 (消防局 予防課)  
..... 1507
- 那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 (ハイサイ市民課) ..... 1510
- 那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則 (ハイサイ市民課) ..... 1512
- 那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則を廃止する規則  
(ハイサイ市民課) ..... 1524
- なは市民カード規則を廃止する規則 (ハイサイ市民課) ..... 1524

### ◇ 告 示 ◇

- 那覇市若狭児童館の指定管理者の指定について (こども政策課) ..... 1525
- 平成 28 年度那覇市一般会計補正予算 (第 5 号) (財政課) ..... 1525
- 平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)  
(ちゃーがんじゅう課) ..... 1530
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) ..... 1532
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) ..... 1533
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課) ..... 1534

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課) ..... 1536
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について (保護管理課) ..... 1537
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について (保護管理課) ..... 1538
- 平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)  
(国民健康保険課) ..... 1539
- 平成 28 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 2 号)  
(上下水道局 総務課) ..... 1541

### ◇ 公 告 ◇

- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) ..... 1542
- 個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課) ..... 1542
- 保有個人情報目的外利用届出書の公表について (市民生活安全課) ..... 1544
- 所有者不明土地 (墓地) の所有権申請について (管財課) ..... 1546
- 那覇広域都市計画道路の変更 (都市計画課) ..... 1547
- 那覇広域都市計画公園の変更 (都市計画課) ..... 1548

### ◇ 教育委員会規則 ◇

- 那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 1549

### ◇ 監査委員公表 ◇

- 平成 28 年度定期監査 (工事監査) の結果について (公表) ..... 1552

---

---

**規 則**

---

---

那霸市規則第57号  
平成28年12月28日  
公 布 済

那霸市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

## 那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)第64条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)</u></p> <p>第12条 <u>条例第64条第3項の公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物であつて、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定により条例で定める技術上の基準に従つて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、同法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等のいずれか又は全てが設置されていないと認められたものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第64条第3項の公表の対象となる違反の内容は、前項の公表の対象となる防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。</u></p> <p><u>(公表の手続)</u></p> <p>第13条 <u>条例第64条第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日の翌日から起算して30日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、継続して行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の公表は、次に掲げる方法により行</u></p>

<p>第12条 [略]</p>	<p>うものとする。</p> <p>(1) <u>インターネットへの掲載</u></p> <p>(2) <u>消防局及び当該違反が認められた防火対象物の所在地を管轄する消防署における書面の閲覧</u></p> <p>3 <u>前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第2項の違反が認められた防火対象物の名称及び所在地</u></p> <p>(2) <u>前条第2項の違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)</u></p> <p>(3) <u>その他消防局長が必要と認める事項</u></p> <p>第14条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

那霸市規則第58号  
平成28年12月28日  
公 布 済

那霸市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

## 那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市印鑑条例施行規則(昭和51年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(なは市民カードの印鑑登録証としての使用)</u></p> <p><u>第8条 条例第8条の規定により印鑑登録証を交付する場合において、その交付を受ける者が既になは市民カード規則(平成18年那覇市規則第47号)に基づきなは市民カードの交付を受けているときは、当該なは市民カードを印鑑登録証として使用することができる。</u></p> <p><u>第9条～第10条 [略]</u></p> <p><u>(暗証番号登録申請書等の確認)</u></p> <p><u>第11条 第4条及び第5条の規定は、暗証番号登録申請書及び暗証番号登録申請者の確認について準用する。この場合において、これらの規定中「印鑑登録申請書」とあるのは「暗証番号登録申請書」と、「印鑑登録申請者」とあるのは「暗証番号登録申請者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(暗証番号の管理)</u></p> <p><u>第12条 暗証番号の登録を受けた印鑑登録者は、その登録を受けた暗証番号を漏らしてはならない。</u></p> <p><u>第13条 [略]</u></p>	<p>第8条～第9条 [略]</p> <p>第10条 [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</li> </ol>	

## 付 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年12月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の那覇市印鑑条例施行規則第8条の規定により印鑑登録証として使用されているなは市民カードについては、この規則の施行後においても、引き続き印鑑登録証として使用することができる。

---

那覇市規則第59号  
平成28年12月28日  
公 布 済

那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則(平成8年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市印鑑条例施行規則(昭和51年那覇市規則第43号。以下「施行規則」という。)第13条及びなは市民カード規則(平成18年那覇市規則第47号。以下「カード規則」という。)第16条の規定に基づき、印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定めるものとする。</p> <p>(様式)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる文書の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによる。</p> <p>[表 別記]</p> <p>[第1号様式 別記]</p> <p>[第2号様式(その1) 別記]</p> <p>[第2号様式(その2) 別記]</p> <p>[第4号様式 別記]</p> <p>[第9号様式 別記]</p>	<p>那覇市印鑑の登録、証明等に関する文書の様式を定める規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市印鑑条例施行規則(昭和51年那覇市規則第43号。以下「施行規則」という。)第10条の規定に基づき、印鑑の登録、証明等に関する文書の様式を定めるものとする。</p> <p>(様式)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>[第1号様式 別記]</p> <p>[第2号様式 別記]</p> <p>[第4号様式 別記]</p> <p>[第9号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。</p> <p>4 改正様式の表示に対応する改正後様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年12月29日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

[改正前 別記]

[第2条の表]

文書	様式
(1) [略]	[略]
(2) 条例第18条第1項の規定による暗証番号登録申請書	
(3) カード規則第4条の規定によるなは市民カード交付申請書	
(4) 条例第9条の規定による印鑑登録証引替交付申請書	
(5) カード規則第9条第1項の規定によるなは市民カード引替交付申請書	
(6) 条例第10条の規定による印鑑登録証亡失届	
(7) 条例第12条の規定による印鑑登録廃止申請書	
(8) カード規則第10条の規定による市民カード紛失届	
(9) カード規則第11条の規定によるなは市民カード廃止申請書	
(10) 条例第19条第1項の規定による登録暗証番号変更申請書	
(11) 条例第20条第1項の規定による登録暗証番号廃止申請書	
(12) 那覇市印鑑条例の一部を改正する条例(平成6年那覇市条例第27号)付則第3項前段の規定による印鑑登録証切替交付申請書	
(1) 条例第4条第2項の規定による照会書及び回答書	[略]
(2) カード規則第5条第3項の規定による照会書及び回答書	
[略]	[略]
(1) 条例第8条第1項の規定による印鑑登録証	
(2) カード規則第1条の規定によるなは市民カード	[略]
[略]	
条例第22条第2項の規定による身分証明書	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第2条の表]

文書	様式
(1) [略]	[略]
(2) 条例第9条の規定による印鑑登録証引替交付申請書	
(3) 条例第10条の規定による印鑑登録証亡失届	
(4) 条例第12条の規定による印鑑登録廃止申請書	
(5) 那覇市印鑑条例の一部を改正する条例(平成6年那覇市条例第27号)付則第3項前段の規定による印鑑登録証切替交付申請書	
条例第4条第2項の規定による照会書及び回答書	
[略]	

---

条例第8条第1項の規定による印鑑登録証	[略]
[略]	
条例第19条第2項の規定による身分証明書	[略]
[略]	

[改正前 別記]

第1号様式

(表)

印鑑登録等に関する申請書

No. \_\_\_\_\_

- 印鑑登録             暗証番号登録             印鑑登録証切替・引替  
 印鑑登録証亡失     印鑑登録証廃止             暗証番号変更・廃止  
 市民カード交付・変更・引替(住民票・税に関する証明書)  
 市民カード紛失       市民カード廃止

印鑑登録番号	
印鑑登録証番号 (市民カード)	

年 月 日

那覇市長 宛

次のとおり申請します。

本人	登録する印鑑	住 所	那覇市			
	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	ふ り が な				
		氏 名	印			
		生 年 月 日	年	月	日	男・女
		暗 証 番 号				
		電 話 番 号				

- [注] 1 この申請は、那覇市印鑑条例等により取り扱います。  
 2 官公署発行の身分証明書(写真貼付)の提示により本人確認ができる場合は、即日登録できます。  
 3 代理人による申請は、本人が出張中、入院中等の理由以外はできません。  
 4 代理人による申請の場合は、裏面の代理人の欄に代理人が記入して、代理権授与通知書の欄は本人が記入してください(本人への意思確認を行います。)  
 5 自動交付機又は証明書簡易申請機を利用する場合は、暗証番号の登録が必要です。  
 6 本人以外は、暗証番号の登録及び変更申請はできません。

1 亡失・廃止に関する事項 (  回収     未回収 )

印 鑑 登 録 番 号	
印鑑登録証番号(IDカード)	
理 由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 焼失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 破損・汚損

[注] 不要・破損・汚損の場合は、必ず、印鑑登録証を添えて申請してください。

2 本人確認に関する事項(ハイサイ市民課記入欄)

確認事項	番 号 等	発 行 日	発 行 者		
<input type="checkbox"/> 運 転 免 許 証			公安委員会		
<input type="checkbox"/> パ ス ポ ー ト					
<input type="checkbox"/> 身 分 証 明 書					
<input type="checkbox"/> 回 答 書	No.	照会日 年 月 日	期限日 年 月 日	回答日 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 保証書 (聞取事項・その他)					
受付	入力	審査	受領者	印	

(裏)

3 保証人に関する事項

保 証 書	
表記の申請者は、本人であることを保証します。	
保 証 人	住 所 那覇市 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 印鑑登録証番号 _____
登 録 印 鑑	

- [注] 1 保証人は、那覇市において印鑑登録をしている人に限ります。  
 2 保証人の押印する印鑑は、印鑑登録済み(実印)であること。  
 3 保証人印影が不鮮明だと受理できませんので鮮明に押してください。  
 4 保証人に記入させてください。

4 代理人 (注 代理人の枠は、代理人自身が記入してください。)

代 理 人	住 所		
	氏 名	印	本人との関係
	電話番号		

5 代理権 (注 太枠の中は、必ずご本人自身が記入して、代理人に持参させてください。)

代 理 権 授 与 通 知 書	
年 月 日	
那覇市長 宛	
下記の代理人に、所定の行為をする権限を授与したので、通知します。	
授 権 事 項	<input type="checkbox"/> 印鑑登録申請 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証亡失・印鑑登録廃止 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証の受領
代 理 人	住 所 _____ 氏 名 _____
本 人	住 所 那覇市 _____
	氏 名 _____ 印 _____ 電話番号 _____
登 録 する 印 鑑	
備 考	(出張、入院等の場合)
	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____

[改正後 別記]

第1号様式

(表)

印鑑登録等に関する申請書 No.

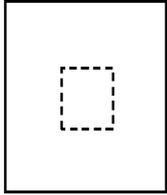
- 印鑑登録       印鑑登録証切替・引替       印鑑登録証亡失  
 印鑑登録証廃止       登録印は多量に製造されているものではない

印鑑登録番号	
印鑑登録証番号	

那覇市長 宛

平成 年 月 日

次のとおり申請します。(申請者本人が記入してください。)

本 人	登録する印鑑	住 所	那覇市		
		ふりがな			
		氏 名	印 ○		
		生 年 月 日	(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日	男・女	
		電 話 番 号			

- 注 1 この申請は、那覇市印鑑条例等により取り扱います。  
 2 官公署発行の身分証明書(写真貼付)の提示により本人確認ができる場合は、即日登録できます。  
 3 代理人による申請は、本人が出張中、入院中等の理由以外はできません。  
 4 代理人による申請の場合は、裏面の代理人の欄は代理人が記入して、代理権授与通知書の欄は本人が記入してください(本人への意思確認を行います)。

1 亡失・廃止に関する事項 (  回収  未回収 )

印 鑑 登 録 番 号	
印 鑑 登 録 証 番 号	
理 由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 焼失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 破損・汚損

注 不要・破損・汚損の場合は、必ず、印鑑登録証を添えて申請してください。

2 本人確認に関する事項 (ハイサイ市民課記入欄)

確 認 事 項	番 号 等	発 行 日	発 行 者
<input type="checkbox"/> 運転免許証		年 月 日	(沖縄県・ )公安委員会
<input type="checkbox"/> パスポート			
<input type="checkbox"/> 身分証明書			
<input type="checkbox"/> 回答書	No.	照会日 年 月 日	期限日 年 月 日
<input type="checkbox"/> 保証書(関取事項・その他)			
受付	入力	審査	受領者 印 ○

(裏)

3 保証人に関する事項

保 証 書	
表記の申請者は、本人であることを保証します。	
保 証 人	住 所 那覇市
	氏 名
	生年月日 (明治・大正・昭和・平成)      年   月   日
	印鑑登録証番号
登 録 印 鑑	

- 注 1 保証人は、那覇市において印鑑登録をしている人に限ります。
- 2 保証人の押印する印鑑は、印鑑登録済み（実印）であること。
- 3 保証人印影が不鮮明だと受理できませんので鮮明に押してください。
- 4 保証人に記入させてください。

4 代理人 (注 代理人の枠は、代理人自身が記入してください。)

代 理 人	住 所		
	氏 名	印 ○	本人との関係
	電話番号		

5 代理権 (注 太枠の中は、必ずご本人自身が記入して、代理人に持参させてください。)

<b>代理権授与通知書</b>		平成   年   月   日
那覇市長 宛		
下記の代理人に、所定の行為をする権限を授与したので、通知します。		
授 権 事 項	<input type="checkbox"/> 印鑑登録申請 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証亡失・印鑑登録廃止 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証の受領	
代 理 人	住 所	
	氏 名	
本 人	住 所 那覇市	登録する印鑑
	氏 名	印 ○
	電話番号	
備 考	住 所	
	出張、入院等の場合 氏 名	
	電話番号	

[改正前]

第2号様式(その1)

[略]

本日、あなたの印鑑登録申請、暗証番号登録申請、なは市民カード交付申請を受けましたので照会します。

あなたの意思に基づく申請に相違なければ下記の回答書に署名し、押印の上(印鑑登録のときは実印)、あなた御自身が持参してください。

※ 回答書と引換えに印鑑登録証・なは市民カードをお渡します。

※ 現在印鑑登録証・なは市民カードの交付を受けている場合は・御持参ください。

[略]

[略]
[略]
左の印鑑は、登録申請した印鑑であり、また、 <u>印鑑登録申請、暗証番号登録申請、なは市民カード交付申請</u> についても私の意思によって申請したものに相違ありません。
[略]
[略]
下記の者を代理人として上記回答書の提出及び <u>印鑑登録証・なは市民カード</u> の受領についての権限を授与しましたので通知します。
[略]

[改正後]

第2号様式

[略]

本日、あなたの印鑑登録申請を受けましたので照会します。

あなたの意思に基づく申請に相違なければ下記の回答書に署名し、実印を押印の上、あなた御自身が持参してください。

※ 回答書と引換えに印鑑登録証をお渡します。

※ 現在印鑑登録証の交付を受けている場合は、御持参ください。

[略]

[略]
[略]
左の印鑑は、登録申請した印鑑であり、また、 <u>印鑑登録申請</u> についても私の意思によって申請したものに相違ありません。
[略]
[略]
下記の者を代理人として上記回答書の提出及び <u>印鑑登録証</u> の受領についての権限を授与しましたので通知します。
[略]

[改正前]

第2号様式(その2)

年 月 日

那覇市  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 様

那覇市長 印

照 会 書

本日、あなたの暗証番号(印鑑登録証・なは市民カード)の変更登録申請を受けましたので照会します。

あなたの意思に基づく申請に相違なければ下記の回答書に署名し、押印の上、あなた御自身が持参してください。

※ 印鑑登録証・なは市民カードを御持参ください。

[注]

- 1 やむを得ず回答書の持参を代理人に依頼される場合は、下記の代理権授与通知書の欄にあなた御自身が記入の上、代理人に持参させてください。
- 2 回答書は、必ず持参してください。郵送された場合は、受付できません。
- 3 本書の有効期限は、発送の日から起算して30日以内( 月 日まで)です。回答がないときは、申請がなかったものとします。

## 回 答 書

年 月 日

那覇市長殿

暗証番号の変更登録申請は、私の意思によって申請したものに相違ありません。

本 住 所 那覇市 \_\_\_\_\_  
 人 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

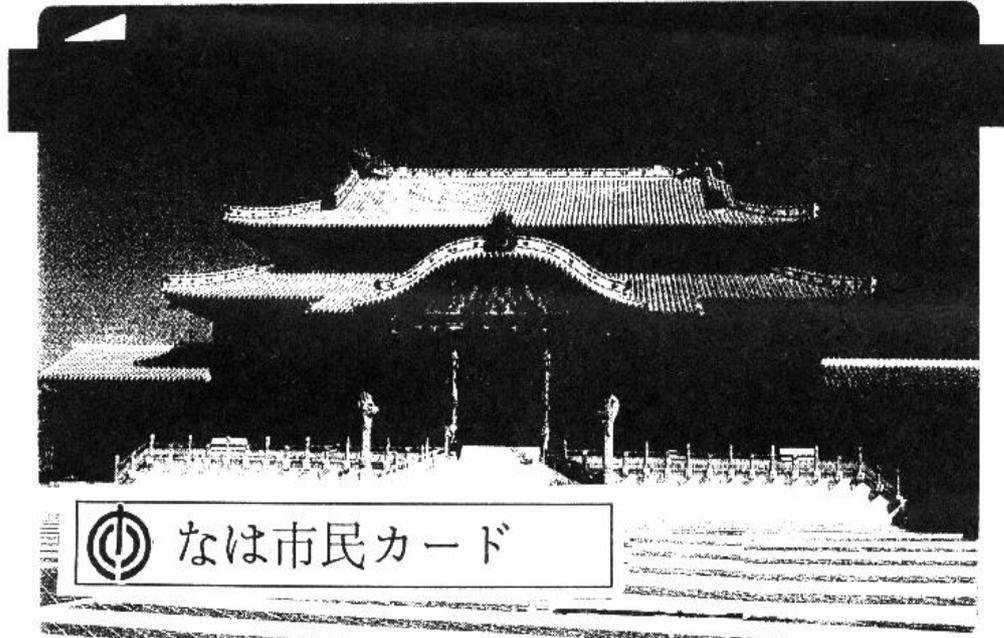
## 代 理 権 授 与 通 知 書

本人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

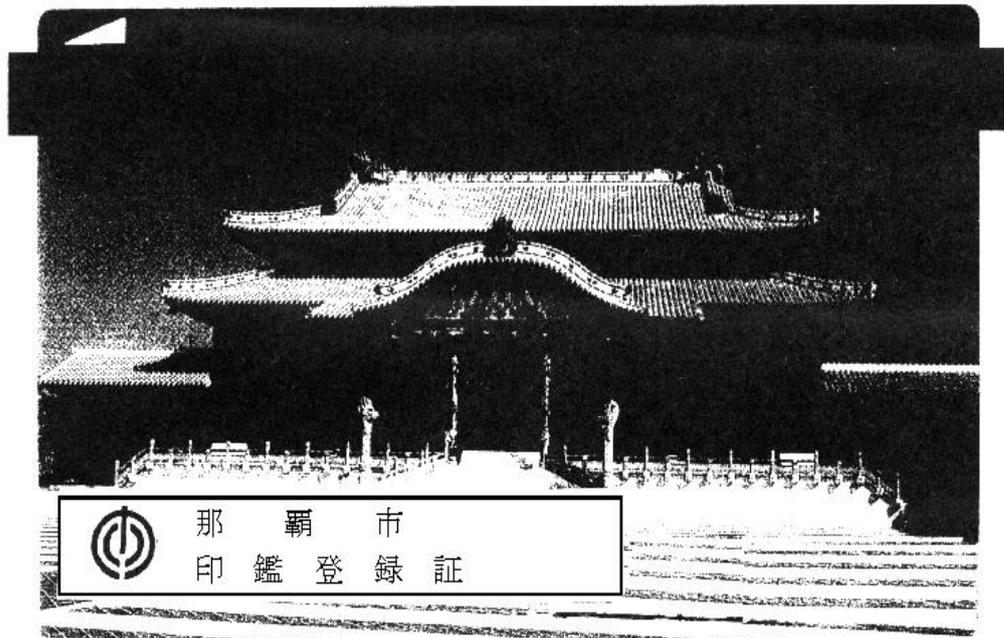
下記の者を代理人として上記回答書の提出及び印鑑登録証・なは市民カードの受領についての権限を授与しましたので通知します。

代 理 人 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

[改正前]  
第4号様式



[改正後]  
第4号様式



[改正前 別記]

第9号様式

(表)

[略]

上記の者は、那覇市印鑑条例第22条第1項の規定による印鑑の登録及び証明並びに暗証番号の登録に関する事務に従事する職員であることを証明する。

[略]

(裏)

[略]

(関係人に対する質問)

第22条 印鑑の登録及び証明並びに暗証番号の登録に関する事務に従事する職員は、印鑑の登録及び証明並びに暗証番号の登録の確実性を確保するため、必要な範囲内において関係人に対して質問し、又は文書若しくは印鑑の提示を求めることができる。

[略]

[改正後 別記]

第9号様式

(表)

[略]

上記の者は、那覇市印鑑条例第19条第1項の規定による印鑑の登録及び証明に関する事務に従事する職員であることを証明する。

[略]

(裏)

[略]

(関係人に対する質問)

第19条 印鑑の登録及び証明に関する事務に従事する職員は、印鑑の登録及び証明の確実性を確保するため、必要な範囲内において関係人に対して質問し、又は文書若しくは印鑑の提示を求めることができる。

[略]

那覇市規則第60号  
平成28年12月28日  
公 布 済

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則を廃止する規則

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則(平成17年那覇市規則第64号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成 28 年 12 月 29 日から施行する。

---

那覇市規則第61号  
平成28年12月28日  
公 布 済

なは市民カード規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

なは市民カード規則を廃止する規則

なは市民カード規則(平成 18 年那覇市規則第 47 号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成 28 年 12 月 29 日から施行する。

---

---

---

**告 示**

---

---

那覇市告示第 351 号  
平成 28 年 12 月 28 日  
掲 示 済

那覇市若狭児童館の指定管理者の指定について

那覇市若狭児童館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 28 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 40 号)第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設  
名 称 那覇市若狭児童館  
所在地 那覇市若狭 3 丁目 18 番 1 号
  
- 2 指定管理者となる団体  
名 称 特定非営利活動法人 地域サポートわかさ  
所在地 那覇市若狭 1 丁目 9 番 7 号 若狭 1 丁目自治会事務所内  
代表者 理事長 早川 忠光
  
- 3 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日

---

那覇市告示第 362 号  
平成 29 年 1 月 16 日

平成 28 年(2016 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成28年度那覇市一般会計補正予算(第5号)

平成28年度那覇市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,776,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,937,866千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## (繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

## (債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

## (地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		3,310,903	△8,456	3,302,447
	1 使用料	2,653,317	△8,456	2,644,861
14 国庫支出金		40,179,543	1,563,796	41,743,339
	1 国庫負担金	30,291,451	9,148	30,300,599
	2 国庫補助金	9,769,570	1,554,648	11,324,218

15 県支出金		18,104,844	△49,740	18,055,104
	1 県負担金	7,003,591	4,576	7,008,167
	2 県補助金	10,446,926	△54,316	10,392,610
17 寄附金		56,142	41,208	97,350
	1 寄附金	56,142	41,208	97,350
19 繰越金		2,386,663	214,996	2,601,659
	1 繰越金	2,386,663	214,996	2,601,659
20 諸収入		1,472,199	△756	1,471,443
	5 雑入	1,036,812	△756	1,036,056
21 市債		11,627,127	15,800	11,642,927
	1 市債	11,627,127	15,800	11,642,927
歳 入 合 計		145,161,018	1,776,848	146,937,866

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,472,088	44,024	10,516,112
	1 総務管理費	8,231,980	44,024	8,276,004
3 民生費		71,760,761	1,518,802	73,279,563
	1 社会福祉費	24,883,666	1,502,227	26,385,893
	2 児童福祉費	24,638,031	16,575	24,654,606
	3 生活保護費	22,239,063	0	22,239,063
4 衛生費		9,786,630	24,356	9,810,986
	1 保健衛生費	5,698,898	19,496	5,718,394
	2 清掃費	4,087,732	4,860	4,092,592
6 農林水産業費		205,437	7,806	213,243
	1 農業費	75,585	7,806	83,391
7 商工費		1,103,505	8,051	1,111,556
	1 商工費	1,103,505	8,051	1,111,556
8 土木費		19,491,687	143,152	19,634,839
	1 土木管理費	329,652	4,527	334,179
	2 道路橋りょう費	1,255,456	70,605	1,326,061
	3 港湾費	1,362,666	19,819	1,382,485
	4 都市計画費	9,742,432	48,201	9,790,633
9 消防費		2,793,963	25,623	2,819,586
	1 消防費	2,793,963	25,623	2,819,586
10 教育費		15,965,033	5,034	15,970,067
	1 教育総務費	1,740,153	1,164	1,741,317
	2 小学校費	4,142,038	8,470	4,150,508
	3 中学校費	4,652,983	516	4,653,499
	4 幼稚園費	1,926,903	7,715	1,934,618
	5 社会教育費	1,367,333	△13,305	1,354,028
	6 保健体育費	2,135,623	474	2,136,097
歳 出 合 計		145,161,018	1,776,848	146,937,866

第 2 表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			1,574,816
	1 社会福祉費		1,574,816
		那覇市総合福祉センター管理運営費	2,268
		臨時福祉給付金	1,501,766
		災害中央ボランティアセンター拠点施設整備事業 (那覇市総合福祉センター)	70,782
4 衛生費			4,860
	2 清掃費		4,860
		浸出水下水道接続事業	4,860
8 土木費			2,562,566
	4 都市計画費		2,484,039
		街路整備事業 (公共投資交付金)	599,102
		モノレール・インフラ等修繕	60,000
		沖縄都市モノレール延長事業	1,817,960
		地籍調査事業	6,977
	5 住宅費		78,527
地域居住機能再生推進事業		78,527	
合 計			4,142,242

第 3 表 債務負担行為補正

## 1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
那覇市役所前自動二輪車駐車場管理業務委託 (道路管理課)	平成 2 8 年度から 平成 2 9 年度まで	1, 968
道路路面清掃業務委託 (道路管理課)	平成 2 8 年度から 平成 2 9 年度まで	16, 719
道路側溝清掃業務委託 (道路管理課)	平成 2 8 年度から 平成 2 9 年度まで	8, 611
道路維持管理業務委託 (道路管理課)	平成 2 8 年度から 平成 2 9 年度まで	73, 300
街路樹維持管理業務委託 (道路管理課)	平成 2 8 年度から 平成 2 9 年度まで	33, 096

## 2 変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
宇栄原市営住宅第4期 建替工事(工事請負費) (建設企画課)	平成29年度 から 平成30年度 まで	1,960,730	平成29年度 から 平成30年度 まで	2,119,530

## 第4表 地方債補正

## 変 更

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
3 道路整備事業	127,300	証書借入 又は証券 発行	年5%以 内(ただ し、利率見 直し方式 で借り入 れる資金 について、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間 は、据置期 間を含め30 年以内とす る。 償還方法 は、元利均 等、元金均 等 等 によ る。 ただし、 財政の都合 により、据 置期間中 あっても繰 上償還し、 償還年限を 変更し、又 は借り換え ることがで きる。	139,300	補正前に 同じ		
7 港湾事業	130,700				134,600			
8 消防施設整備事業	343,100				343,000			

## 那覇市告示第 363 号

平成 29 年 1 月 16 日

平成 28 年 (2016 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 28 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,967 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,737,195 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		単位:千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		4,418,392	25	4,418,417
	1 介護保険料	4,418,392	25	4,418,417
3 国庫支出金		6,183,456	45	6,183,501
	2 国庫補助金	1,975,314	45	1,975,359
5 県支出金		4,443,484	22	4,443,506
	3 県補助金	1,290,415	22	1,290,437
7 繰入金		3,629,910	22	3,629,932
	1 他会計繰入金	3,629,909	22	3,629,931

9 諸収入		1,359	1,853	3,212
	2 雑入	1,357	1,853	3,210
歳 入 合 計		25,735,228	1,967	25,737,195

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地域支援事業費		571,707	114	571,821
	2 包括的支援事業・任意事業費	340,775	114	340,889
6 諸支出金		437,742	1,853	439,595
	1 償還金及び還付加算金	333,536	1,853	335,389
歳 出 合 計		25,735,228	1,967	25,737,195

## 那覇市告示第 364 号

平成 29 年 1 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
アイエス薬局 安里店	株式会社アイエスメディカル	平成28年12月12日
那覇市字安里 376 番地 高良ビル 102 号室		
首里内科クリニック.	医療法人 首里自立会	平成28年11月 1 日
那覇市首里久場川町 2 丁目 135 番地		
ゆずりは訪問診療所	屋宜亮兵	平成28年12月 1 日
那覇市首里石嶺町 1 丁目 123 番地 1		

## 那覇市告示第 365 号

平成 29 年 1 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
新里眼科医院	新里越郎	平成28年12月30日
那覇市久茂地三丁目 17 番 1 号		
大城耳鼻咽喉科医院	大城功也	平成28年11月26日
那覇市字安里 361 番地 34		
有限会社 遠志 安里薬局	有限会社 遠志	平成28年11月30日
那覇市字安里 361 番地 7		
ひかりクリニック	山崎順啓	平成28年11月 1 日
那覇市松山二丁目 1 番 12 号 合人社那覇松山ビル 5 階		

## 那覇市告示第 366 号

平成 29 年 1 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
リハビリ訪問看護ステーション ミュー (訪問看護、介護予防訪問看護)	平成28年4月30日
那覇市首里石嶺町4丁目199番地7	
訪問介護ステーションリカバリー (訪問介護、介護予防訪問介護)	平成28年10月31日
那覇市字安里367番地5 我謝ビル1階	
居宅介護支援事業所リカバリー (居宅介護支援)	平成28年10月31日
那覇市字安里367番地5 我謝ビル1階	

でいごの花 (訪問介護、介護予防訪問介護)	平成28年5月31日
那覇市字天久 798 番地 3 比嘉事務所 1 階	
デイサービス古都 (地域密着型通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス)	平成28年8月31日
那覇市首里平良町 1 丁目 63 番地	

## 那覇市告示第 367 号

平成 29 年 1 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
中村幸治	はり・きゅう、 あん摩・マッサージ	平成 28 年 12 月 22 日
(出張専業)	—	

## 那 覇 市 告 示 第 368 号

平成 29 年 1 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 所 名 称		変 更 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
げんき整骨院		平成 26 年 3 月 1 日
施 術 所 所 在 地	那 覇 市 真 嘉 比 一 丁 目 4 番 8 号 ヴィラ・ソレイユ 1 階 (那 覇 市 字 真 嘉 比 233 番 地 15)	

## 那覇市告示第 369 号

平成 29 年 1 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
宮 城 計	ポルト整骨院	平成 27 年 6 月 30 日
	那覇市安謝一丁目 21 番 1 号 1 階	
平 田 満	在宅マッサージラル治療院	平成 28 年 3 月 1 日
	那覇市曙二丁目 3 番 12 号 サンフラワービル 1 階	

## 那覇市告示第 370 号

平成 29 年 1 月 16 日

平成 28 年 (2016 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 28 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 161,071 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,582,661 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 14,726,677	千円 △22,928	千円 14,703,749
	1 国庫負担金	9,310,190	△14,986	9,295,204
	2 国庫補助金	5,416,487	△7,942	5,408,545
4 療養給付費等交付金		1,064,029	△10,709	1,053,320
	1 療養給付費等交付金	1,064,029	△10,709	1,053,320
5 前期高齢者交付金		3,455,734	19,507	3,475,241
	1 前期高齢者交付金	3,455,734	19,507	3,475,241
6 県支出金		2,836,955	△3,748	2,833,207
	1 県補助金	2,317,650	△3,748	2,313,902

9 繰入金		5,272,543	2,080	5,274,623
	1 他会計繰入金	5,272,542	2,080	5,274,622
10 諸収入		5,087,197	176,869	5,264,066
	3 雑入	5,055,984	176,869	5,232,853
歳 入 合 計		52,421,590	161,071	52,582,661

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 661,669	千円 2,080	千円 663,749
	2 徴税費	85,712	2,080	87,792
2 保険給付費		26,772,793	0	26,772,793
	1 療養諸費	22,707,314	0	22,707,314
3 後期高齢者 支援金等		4,683,944	△17,271	4,666,673
	1 後期高齢者支 援金等	4,683,944	△17,271	4,666,673
4 前期高齢者 納付金等		3,280	30	3,310
	1 前期高齢者納 付金等	3,280	30	3,310
6 介護納付金		2,237,178	△10,082	2,227,096
	1 介護納付金	2,237,178	△10,082	2,227,096
10 諸支出金		49,595	186,314	253,909
	1 償還金及び還 付加算金	47,232	186,314	233,546
歳 出 合 計		52,421,590	161,071	52,582,661

## 那覇市告示第 371 号

平成 29 年 1 月 16 日

平成 28 年 (2016 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 28 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(総則)

第 1 条 平成 28 年度那覇市水道事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 28 年度那覇市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	7,661,380 千円	△24,832 千円	7,636,548 千円
第 2 項 営業外費用	231,392 千円	△24,832 千円	206,560 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,039,405 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 33,021 千円、減債積立金 269,882 千円及び建設改良積立金 736,502 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,374,646 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57,853 千円、減債積立金 269,882 千円及び建設改良積立金 1,046,911 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第 1 款 資本的収入	280,080 千円	210,500 千円	490,580 千円
第 1 項 補助金	206,000 千円	210,500 千円	416,500 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,319,485 千円	545,741 千円	1,865,226 千円
第 1 項 建設改良費	844,602 千円	545,741 千円	1,390,343 千円

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 489 号  
平成 28 年 12 月 27 日  
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

---

那覇市公告第 490 号  
平成 28 年 12 月 28 日  
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年12月20日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部こどもみらい課			電話 861-6903
個人情報管理責任者	こどもみらい課長			
業務の名称	幼稚園・こども園の認定及び保育料算定に関する事務			
業務の目的	幼稚園・こども園の認定及び保育料を算定すること			
個人情報の対象者	幼稚園・こども園に入園する園児及びその世帯			
業務の開始年月日	平成27年4月1日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期(4月～3月) <input type="checkbox"/> 随時( )			
本人への通知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考	業務届書を提出することを把握していなかったため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 491 号  
平成 28 年 12 月 28 日  
掲 示 済

保有個人情報目的外利用届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成28年12月21日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	環境部 廃棄物対策課	目的外利用部課 又は提供先	環境部 環境保全課
業務の名称	浄化槽法に関する業務		
利用の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 平成28年12月6日 ~ <input type="checkbox"/> 随時(      )		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	那覇市汲み取り世帯一覧 具体的な個人情報 汲み取りを行っている世帯の氏名、住所、人員、契約区分		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (      審議会承認類型事項1      ) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	平成25年度の中核市移行に伴い、沖縄県から浄化槽法に基づく事務が委譲されていることから、浄化槽と密接な関係にある汲み取り処理の情報を把握することで、効果的な事務の執行に利用するため。		
届出担当部課	環境部 環境保全課	電話	951-3229

那覇市公告第 492 号  
平成 28 年 12 月 28 日  
掲 示 済

所有者不明土地（墓地）の所有権申請について

那覇市が管理している下記の所有者不明土地（墓地）について、所有権を申し立てる者がいるため、公告する。申立人以外に所有権を主張するものがあれば、期日までに届け出られたい。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- 1 所 在 地 那覇市識名 2 丁目 377 番 2
- 2 届出の期日 平成 29 年 6 月 27 日
- 3 届 出 先 那覇市総務部管財課

那覇市公告第 495 号  
平成 29 年 1 月 6 日  
掲 示 済

### 那覇広域都市計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類及び名称  
那覇広域都市計画道路 3・3・那 17 号 石嶺線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分 那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9 階）
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成 29 年 1 月 6 日（金）から平成 29 年 1 月 20 日（金）まで  
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日・祝日は除く。）

那覇市公告第 496 号  
平成 29 年 1 月 6 日  
掲 示 済

## 那覇広域都市計画公園の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類  
那覇広域都市計画公園
  
- 2 都市計画を定める土地の区域  
3・3・那3号 希望ヶ丘公園  
変更する部分 那覇市牧志三丁目の一部  
  
3・3・那5号 虎瀬公園  
変更する部分 那覇市首里赤平町二丁目、首里久場川町一丁目の一部
  
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9 階）
  
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成 29 年 1 月 6 日（金）から平成 29 年 1 月 20 日（金）まで  
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日・祝日は除く。）

## **教育委員会規則**

那覇市教育委員会規則第 9 号  
平成 28 年 12 月 27 日  
公 布 済

那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 神 村 洋 子

## 那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立図書館条例施行規則(平成17年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第2条 那覇市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条の規定に基づき、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供</p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、<u>休館日を変更し、若しくは臨時に開館日とし、又は開館日を臨時に休館日とする</u>ことができる。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 図書館の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 図書館資料及び機器、<u>設備等</u>は大切に扱うこと。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(個人貸出)</p> <p>第6条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住又は通勤若しくは<u>通学する者</u>とする。ただし、館長が特に必要と認める者については、この限りでない。</p> <p>(貸出しの手続)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 那覇市住民基本台帳カード利用条例(平</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供</p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、<u>臨時に開館し、又は休館することができる</u>。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 図書館資料及び機器、<u>設備等</u>を大切に扱うこと。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(個人貸出)</p> <p>第6条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住又は通勤若しくは<u>通学をする者</u>とする。ただし、館長が特に必要と認める者については、この限りでない。</p> <p>(貸出しの手続)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

<p><u>成17年那覇市条例第37号)に基づいて交付された住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)は、図書館において所定の手続きを経て、第1項に規定する利用者カードに替えることができる。この場合において、既に利用者カードの交付を受けているときは、これを返却しなければならない。</u></p> <p>6 <u>前項の場合において、個人貸出登録申込書が提出されたときは、館長は住所を確認できる書類等の提示を求めることができる。</u></p> <p>7 <u>第2項から第4項までの規定は、住基カードによる図書館資料の貸出しについて準用する。この場合において、これらの規定中「利用者カード」とあるのは「住基カード」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(団体貸出)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 団体貸出による利用の場合に、第7条第2項から<u>同条第4項及び第9条第1項の規定を準用する。この場合において、「個人貸出登録申込書」を「団体貸出登録申込書」と、「登録者本人」を「登録団体責任者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(団体貸出)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 団体貸出による利用の場合に、第7条第2項から<u>第4項まで及び第9条第1項の規定を準用する。この場合において、「個人貸出登録申込書」とあるのは「団体貸出登録申込書」と、「登録者本人」とあるのは「登録団体責任者」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

## 付 則

この規則は、平成28年12月29日から施行する。

---

---

**監査委員公表**

---

---

那 監 公 表 第 9 号

平成 29 年 1 月 16 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	高 良 正 幸
同	糸 数 昌 洋

平成 28 年度定期監査 (工事監査) の結果について (公表)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査 (工事監査) を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

## 平成 28 年度定期監査(工事監査)結果報告書

## 第 1 監査の概要

## 1 監査の種類

工事監査 (地方自治法第 199 条第 4 項による監査)

## 2 監査の対象

工事監査実施要領第 1 に基づき、平成 28 年 11 月 16 日(工事技術調査最終日)現在施行中の土木工事、建築工事、機械及び電気工事等 66 件の中から以下の 3 件を選定した。

I 平成 28 年度松川団地内防災道路工事

II 平成 28 年度 2 工区仲井真地内公共下水道工事

III 鏡原中学校校舎改築工事 (建築 2 工区)

## 3 監査の期間

平成 28 年 9 月 27 日から平成 28 年 12 月 26 日まで

## 4 監査の方法

監査は、都市監査基準準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査(11 月 14 日から 16 日まで)を実施した。

なお、実施に当っては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士(建設部門)を交えて工事関係職員から説明を聴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場調査を行った。

## 第 2 監査の結果

1 関係書類を審査し、疑問点は説明者に質問して当該工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、品質管理、監理・監督等の各段階における技術的事項の実施態様について整合性を検査した結果、おおむね適正である。

2 積算に関しては、建築工事積算基準(沖縄県土木建築部)、土木工事標準積算基準書(沖縄県土木建築部)、下水道用設計標準歩掛表(日本下水道協会)

等及び営繕工事標準単価表、建築施工単価、建築コスト情報、実施設計単価表、土木施工単価、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算され、適切な積算である。

- 3 設計図書、その他工事関係書類は必要かつ十分であり、その整備も良好である。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態もおおむね適切である。ただし、一部に改善を要する指摘事項等があり、これらについては速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

なお、公益社団法人大阪技術振興協会より工事概要、書類調査における所見及び現場施工状況調査における所見等について、那覇市平成 28 年度工事技術調査結果報告書（平成 28 年 12 月 5 日）として提出されている。

(※注) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする(定期監査実施要領による)。

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

(2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

各工事の監査結果は、次のとおりである。

## I 平成 28 年度松川団地内防災道路工事

### I-1 工事担当所管部署

建設管理部 道路建設課

### I-2 概 要

(1) 工事場所 那覇市繁多川地内

(2) 工事概要

土工

1式

排水工（皿型側溝）

L = 55.2m

- |                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| 土留工 (自立式山留擁壁 : 杭長11.5m)   | L = 57.7m               |
| 舗装工 (アスファルト t = 5cm)      | A = 260.8m <sup>2</sup> |
| 舗装工 (アスファルト t = 3cm)      | A = 4.8m <sup>2</sup>   |
| 上層路盤工 (再生材RM-40 t = 15cm) | A = 161.5m <sup>2</sup> |
| 下層路盤工 (再生材RC-40 t = 15cm) | A = 161.5m <sup>2</sup> |
| 安全施設工                     | 1式                      |
| 付帯工                       | 1式                      |
| 構造物取壊し工                   | 1式                      |
- (3) 工事請負会社 株式会社 金城キク建設
- (4) 設計業務委託 株式会社 ビガロ
- (5) 工事監理 直営
- (6) 工 期 平成28年8月16日 ~ 平成29年1月27日
- (7) 事業費
- |      |              |
|------|--------------|
| 設計金額 | 31,158,000 円 |
| 契約金額 | 28,563,840 円 |
| 請負率  | 91.7 %       |
- (8) 工事進捗状況
- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 計画出来高 | 37.8 %                 |
| 実施出来高 | 37.6 % (平成28年11月14日現在) |
- (9) 公告日 平成28年7月20日 (制限付一般競争)
- (10) 入札年月日 平成28年8月5日
- (11) 財源内訳 自主財源 100%
- (12) 低価格入札の有無 無
- (13) 契約年月日 平成28年8月15日
- (14) 履行保証体系
- |      |             |
|------|-------------|
| 契約保証 | 大同火災海上保険(株) |
| 前払保証 | 西日本建設業保証(株) |

### I - 3 調査項目 (着眼点)

- (1) 計画について
- ア 事業計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- (2) 設計について
- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 法令等に適合した設計となっているか。
- ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- オ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。
- (3) 積算について
- ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。

ウ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(4) 契約について

ア 契約の方法及び手続きは適正か。

イ 契約締結は適正か。

ウ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

(5) 施工管理及び現場施工状況について

ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。

イ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。

ウ 法令等を遵守して施工されているか。

エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

オ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。

カ 現場の安全管理は適切に行われているか。

キ 工事管理及び品質管理は適切に行われているか。

I-4 総 評

工事技術調査対象工事は、防災道路工事である。本調査時点における現在の進捗状況は、出来高 38%、磁気探査工が完了し H 鋼建て込み工事準備中である。提示された書類及び現場を調査し、疑問点は関係者に質問をすると共に、各段階における技術的事項について調査した。調査結果は、書類の整備状況、施工管理状況及び安全管理状況ともに良好である。

なお、長年にわたる関係機関との協議の結果、消防活動困難地域が解消され、地区住民にとって安全・安心を確保できることは、非常に喜ばしいことである。正に、公共事業の真の姿と考えられる。本事業を積極的に PR することが望まれる。

個々の調査結果について気付いた点は、各項目の指摘事項等で記述しているので確認、対応されたい。

I-5 書類調査について

書類調査に当たっては、事前に質問書を作成し回答を受領した。事業目的、設計、積算、入札・契約、施工について、ヒアリングにより回答内容を確認すると共に補足質問により回答を得た。

(1) 計画について

ア 事業目的について

地域住民の生活環境の改善及び一般歩行者の安全確保に寄与する。また、繁多川 2 丁目の消防活動困難地域において、火災発生時等の緊急時に消防車等が利用できるように当該道路を整備することで、地域の安心・安全に

寄与する。

イ 事前協議について

本事業は、平成2年から県、松川団地自治会、消防活動困難地域自治会等の関係者と協議が行われてきた。長年の協議努力の結果が本事業の実現となった。また、工事施工に当たっては、支障となる電柱の移設に沖縄電力、NTT、ケーブルテレビ及び松川団地自治会と協議している。

(2) 設計について

ア 特記仕様書について

各項目が漏れなく記述されている。下請負契約の考え方及び環境配慮仕様書が添付されている。

イ 採用した基準、法規、標準類について

設計にあたり以下の基準類等が採用されている。

道路構造令の解説と運用 (平成16年2月)

道路土工要綱 (平成21年6月)

土木工事設計要領 (平成23年3月)

舗装設計施工指針 (平成18年2月)

ウ コスト縮減について

排水工に皿型側溝を採用している。

エ 環境への配慮について

環境配慮仕様書により配慮項目を抽出している。

オ 維持管理への配慮について

常時は遊歩道として利用し、緊急時以外は鍵付きの車止めを設置している。鍵は、道路管理者、県営松川団地自治会、消防署、沖縄県が保管することとしている。

カ 自立式山留擁壁の設計について

水路側に約1mの段差が生じているが、通常のコンクリート擁壁では支持地盤がN値3以下の軟弱地盤であり、また水路や周辺建物への影響が懸念されることから、築造不可能と判断された。現場条件、経済性、安全性を踏まえて総合的な比較により自立式山留擁壁が採用された。

キ 指摘事項等

要望事項

(ア) 下請契約の考え方について、準備工としての除草・伐採は建設工事の下請契約に該当しないとしているが、下請契約となるケースも考えられるので削除されたい。

(イ) 環境配慮仕様書が定められているが、具体的にどのようにアクションを起こしているのかわからない。施工計画書にも具体的に環境配慮仕様書に対する記述がみられない。環境配慮仕様書に対する具体的な

行動計画を施工計画書に記述することを指導し、環境に配慮した公共工事が行われていることが関係者及び第三者にわかるようにされたい。

(3) 積算について

ア 積算根拠について

積算基準は、平成 27 年度沖縄県土木工事積算基準書に拠っている。

イ 積算内訳の算出根拠について

見積の必要なものは 3 者以上徴収し、その平均値を採用している。

単価は、沖縄県単価表(平成 28 年 4 月)を採用している。

ウ 積算書の照査と決裁方法について

数量と共に積算を担当した以外の職員が精査し、グループ長、課長の順で確認が行われている。

(4) 契約について

ア 入札について

6 社参加による条件付一般競争入札である。

イ 入札・契約の決裁・手続の確認について

決裁・手続については、所定の手順どおり行われている。

ウ 施行伺いから契約手続きの経緯（見積期間の確認）について

工事公告は平成 28 年 7 月 20 日で、入札は平成 28 年 8 月 5 日である。建設業法で定められた必要な見積期間（10 日）は確保されている。

エ 現場代理人、主任技術者届について

現場代理人及び主任技術者等選定通知書が提出されている。また、その資格及び雇用関係を示す書面（健康保険被保険者証の写し）を確認した。

オ 工事履行保証及び前払保証について

大同火災海上保険(株)により契約保証がされ、西日本建設業保証(株)により前払保証がされている。保証証書を確認した。

カ 工事保険等の加入、建退共の加入・証紙について

(ア) 賠償責任保険（大同火災海上保険(株)）に加入している。

保険金額：1 名につき 5,000 万円、1 事故につき 1 億円

(イ) 建退共に加入し、建退共証紙が購入され、共済証紙購入状況報告書が提出されている。

キ 監督員通知について

契約約款に基づき請負者に対し、主任監督員（副参事）及び監督員（主査）が通知されている。

ク 出来高検査、変更契約について

現時点まで出来高検査、変更契約は、行われていない。

(5) 施工管理について

ア 監理、監督について

## (ア) 施工計画書 (記載内容の確認) について

記載内容については各項目について、適切に記述されている。防災対応策は、よくできている。しかし、安全組織の責任者が安全衛生推進者となっていた。

## (イ) 工程表 (基本、実施) について

工事の遅れに対応した修正工程表が作成され、それによりフォローされている。

## (ウ) 施工体制 (体系図、体制台帳) について

施工体系図, 施工体制台帳が作成されている。

## (エ) 建設副産物 (処理計画等) について

再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、処理業者許可証写し、契約書を確認した。

## (オ) 工事实績情報について

工事实績情報の登録手続きがされている。

## (カ) 工事記録写真について

現時点までの工事記録写真を見分し、適正に施工されているのを確認した。

## (キ) 下請負届等について

請負者より下請負届が提出されている。

## イ 品質管理について

## (ア) 使用材料 (承諾願等) について

使用材料承諾願等が提出されている。

## (イ) 材料検査成績書について

使用材料の検査成績書 (H鋼、鉄筋) を見分し、使用材料が所定の検査成績を満足していることを確認した。

## (ウ) 出来形管理記録及び品質管理記録について

出来形管理記録及び品質管理記録は、未着工のため作成されていない。

## ウ 施工監理 (監督) について

## (ア) 工事打合せ簿 (議事録、指示協議事項) について

工事施工に伴う必要な協議がされ、工事打合せ簿が作成されている。

## (イ) 各種承諾又は承諾手続きについて

各種承諾手続きが行われている。

## エ 労働安全衛生管理について

## (ア) 災害防止協議会 (記録) について

災害防止協議会が一回/月開催されている。記録を確認した。

## (イ) 安全衛生活動状況 (新規入場、パトロール、KY活動等) について

安全衛生活動 (新規入場、パトロール、KY活動、安全教育等) が実施されている記録を確認した。現時点まで無災害である。

## (ウ) 緊急時の対応について

荒天時の防災対応策が策定されている。

## オ 指摘事項等

## 注意事項

(ア) 施工計画書の安全管理組織で安全衛生推進者とあるのは、統括安全衛生責任者に修正されたい。

## I - 6 現場施工状況について

監査委員、監督員、現場代理人の同行により現場を巡視し、目視により調査した。

## (1) 工事施工状況について

## ア 現況について

当日は、前日で磁気探査工が終了し、来週から着手予定であるH鋼建て込みの準備工（測量）が職員3名で行われていた。

## イ 品質について

現状では仕上がった構造物はない。

## ウ 工程（工程表との整合）について

工程は、電柱の移設に時間を要して遅れているが、見直し工程では残工事から判断して工期には問題ないと思われる。

## エ 安全について

現場は住宅団地に隣接しているが、立ち入り禁止柵及び必要な標識類は設置されていた。

## オ 標識類の掲示について

建設業の許可票、労災保険関係成立票、建退共加入者証、施工体系図が掲示されているのを確認した。

## カ 指摘事項等

## 要望事項

(ア) H鋼建て込み作業時の重機足場を十分確保し、重機の傾き・転倒事故の防止に努められたい。

(イ) 水路護岸天端に転落防止の措置をされたい。

I - 7 現場実査時の写真



(写真-1 工事区域 手前は前年度施工分)



(写真-2 工事予定地)

## Ⅱ 平成 28 年度 2 工区 仲井真地内公共下水道工事

### Ⅱ-1 工事担当所管部署

上下水道局 上下水道部 下水道課

### Ⅱ-2 概 要

(1) 工事場所 那覇市仲井真地内

(2) 工事概要

管きよ工 (開削工法)	管路土工	1式
	管布設工 VU φ150	203.1m
マンホール工	組立1号人孔	3基
	副管設置工	3箇所
	小口径人孔	7基
取付管およびます工	ます設置工	19箇所
	取付管布設工	3箇所

管きよ工 (小口径推進工法)

	低耐荷力方式、オーガ方式	VU φ200	178.6m
	立坑内管布設工	VU φ200	2.2m
立坑工	鋼製ケーシング方式	φ2,000	2箇所

地盤改良工

補助地盤改良工

薬液注入工法 (2重管ストレーナ、複相型) 1式

附帯工 1式

(3) 工事請負会社 (有)仲土建

(4) 設計業務委託 (株)興洋エンジニアリング

(5) 工事監理 直営

(6) 工 期 平成28年7月25日 ～ 平成29年1月31日

(7) 事業費 設計金額 44,906,400 円

契約金額 40,581,000 円

請負率 90.4 %

(8) 工事進捗状況 計画出来高 22.3 %

実施出来高 33.1 % (平成28年11月14日現在)

(9) 公告日 平成28年6月29日 (制限付一般競争)

(10) 入札年月日 平成28年7月14日

(11) 財源内訳 国庫補助60% 起債40%

(12) 低価格入札の有無 有

応札8社の内、4社が最低制限価格未満

- (13) 契約年月日 平成 28 年 7 月 25 日  
(14) 履行保証体系 西日本建設業保証(株)

## II-3 調査項目 (着眼点)

### (1) 計画について

ア 事業計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。

### (2) 設計について

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 法令等に適合した設計となっているか。

ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。

オ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

### (3) 積算について

ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

イ 歩掛及び単価は適正か。

ウ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

### (4) 契約について

ア 契約の方法及び手続きは適正か。

イ 契約締結は適正か。

ウ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

### (5) 施工管理及び現場施工状況について

ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続きは適正に行われているか。

イ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。

ウ 法令等を遵守して施工されているか。

エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

オ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。

カ 現場の安全管理は適切に行われているか。

キ 工事管理及び品質管理は適切に行われているか。

## II-4 総 評

工事技術調査対象工事は、下水道管布設工事である。本調査時点における進捗状況は、出来高 33% である。提示された書類及び現場を調査し、疑問点は関係者に質問をすると共に、各段階における技術的事項について調査した。調査結果は、書類の整備状況、施工管理状況及び安全管理状況ともに良好である。

なお、次の事項は、より有効なものとして評価できる。

- (1) 特記仕様書に管路の埋戻し部について、現場密度試験を規定していること。
  - (2) 転落防止のためマンホール蓋の受枠は、梯子型タイプを採用していること。
- 個々の調査結果について気付いた点は、各項目の指摘事項等で記述しているの  
で確認、対応されたい。

## II-5 書類調査について

書類調査に当たっては、事前に質問書を作成し回答を受領した。事業目的、設計、積算、入札・契約、施工について、ヒアリングにより回答内容を確認すると共に補足質問により回答を得た。

### (1) 計画について

#### ア 事業目的について

汚水管の未普及区域である、仲井真地区の公共下水道を整備するものである。

#### イ 事前協議について

道路管理者との埋設位置等の占用協議及び他占用者（NTT、電力、ガス、水道）との協議を行っている。

### (2) 設計について

#### ア 特記仕様書について

各項目が漏れなく記述されている。施工条件明示補足事項及び環境配慮仕様書が添付されている。

#### イ 採用した基準、法規、標準類について

以下の基準類等により設計されている。

下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）（2009年版）

下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）（2010年版）

下水道施設の耐震対策指針と解説 2014（日本下水道協会）（2014年版）

#### ウ コスト縮減について

埋戻し材は、現場掘削土を流用している。

#### エ 環境への配慮について

路盤材及び舗装材は、再生材を使用及び建設発生材を流用している。

#### オ 維持管理への配慮について

マンホールと管の接合部には、マンホール用可とう継手を使用している。また、取付管と本管をつなぐ支管は、可とう式支管を採用し耐震面に配慮している。また、歩道内に人孔を設けることにより、維持管理をしやすくしている。更に、転落防止の為マンホール蓋の受枠には梯子型タイプでの設計となっている。

#### カ 指摘事項等

##### (ア) 注意事項

(a) 特記仕様書に推進工事での安全確保のため、荒天時の対応策について  
施工計画書に記述するよう定められたい。

(イ) 要望事項

(a) 管路埋戻し用海砂の許容塩分量について定められたい。

(b) 環境配慮仕様書が定められているが、具体的にどのようにアクション  
を起こしているのかわからない。施工計画書にも具体的に環境配慮仕様  
書に対する記述がみられない。環境配慮仕様書に対する具体的な行動計  
画を施工計画書に記述することを指導し、環境に配慮した公共工事が行  
われていることが関係者及び第三者にわかるようにされたい。

(3) 積算について

ア 積算根拠について

積算基準は、平成 27 年度下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）及び  
平成 27 年度沖縄県土木工事積算基準書に拠っている。

イ 積算内訳の算出根拠について

特別価格調査は、「マンホール蓋」、「メカニカル固定式可とう支管」に  
ついて行っている。また、見積の必要なものは 3 者以上徴収し、その平均値  
を採用している。単価は、沖縄県単価表(平成 28 年 4 月)を採用している。

ウ 積算書の照査と決裁方法について

工事担当が設計書を作成し、同課職員の検算・精査を受けた後、係長と課  
長の決裁時に同様に検算・精査を行っている。

(4) 契約について

ア 入札について

8 社参加による制限付一般競争入札である。

イ 入札・契約の決裁・手続の確認について

決裁・手続については、所定の手順どおり行われている。

ウ 施行伺いから契約手続きの経緯（見積期間の確認）について

工事公告は、平成 28 年 6 月 29 日で、入札は平成 28 年 7 月 14 日である。

建設業法で定められた必要な見積期間（10 日）は確保されている。

エ 現場代理人、主任技術者届について

現場代理人及び主任技術者等選定通知書が提出されている。また、その資  
格及び雇用関係を示す書面（健康保険被保険者証の写し）を確認した。

オ 工事履行保証、前払保証について

西日本建設業保証(株)により契約保証及び前払保証がされている。証書を  
確認した。

カ 工事保険等の加入、建退共の加入・証紙について

(ア) 賠償責任保険（大同火災海上保険(株)）に加入している。

保険金額：1 名につき 1 億円、1 事故につき 1 億円

- (イ) 建退共に加入し建退共証紙が購入され、共済証紙購入状況報告書が提出されている。
- キ 監督員通知について  
契約約款に基づき請負者に対し、主任監督員（主幹）及び監督員（技師）が通知されている。
- ク 出来高検査、変更契約について  
現時点まで出来高検査、変更契約は、行われていない。
- (5) 施工管理について
- ア 監理、監督について
- (ア) 施工計画書（記載内容の確認）について  
各項目について記述されており、内容について大きな不備はない。  
しかし、以下の事項があった。
- a ページの記載がない。
- b 現場の安全管理組織は責任者を総括安全管理者とし、その下に店社安全管理者が配置されている。
- (イ) 工程表（基本、実施）について  
工程表が作成され、工事は予定より進んでいる。
- (ウ) 施工体制（体系図、体制台帳）について  
施工体系図、施工体制台帳が作成されている。
- (エ) 建設副産物（処理計画等）について  
再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、処理業者許可証写し、契約書を確認した。
- (オ) 工事实績情報について  
工事实績情報の登録手続きがされている。
- (カ) 工事記録写真について  
現時点までの工事記録写真を見分し、適正に施工されているのを確認した。
- (キ) 下請負届等について  
請負者より下請負届が提出されている。
- イ 品質管理について
- (ア) 使用材料（承諾願等）について  
管材料等の使用材料承諾願等が提出されている。琉球石灰岩については、出鉱証明書が提出されている。埋戻し用の白砂（海砂）の承諾願いには塩分量のデータが添付されていた（コンクリート用骨材の塩分量を下回っていた）。
- (イ) 材料検査成績書について

使用材料の検査成績書を見分し、使用材料が所定の検査成績を満足していることを確認した。また、管路埋戻し部の現場密度試験は、管路1スパン毎、また、人孔ごとに実施している。データは、管理値を満足していた。

(ウ) 出来形報告書について (管理基準の確認)

出来形管理は、規格値を満足していた。

(エ) 立会、段階検査について

段階確認は、実施事項について必要に応じて確認・検査が行われている。

ウ 施工監理 (監督) について

(ア) 工事打合せ簿 (議事録、指示協議事項) について

工事施工に伴う必要な協議がされ、工事打合せ簿が作成されている。

(イ) 各種承諾又は承諾手続きについて

各種承諾手続きが行われている。

エ 労働安全衛生管理について

(ア) 災害防止協議会 (記録) について

災害防止協議会が一回/月開催されている。記録を確認した。

(イ) 安全衛生活動状況 (新規入場、パトロール、KY活動等) について

安全衛生活動 (新規入場、パトロール、KY活動等) が実施されている記録を確認した。現時点まで無災害である。

(ウ) 緊急時の対応について

ポンプの故障に備えて予備のポンプが準備されているのを確認した。

(エ) 統括安全衛生管理義務者の指名について

当該工事は、別途発注である「磁気探査」と同じ区域で行われている。そのため、統括安全衛生管理義務者の指名が必要である。当該工事の統括安全衛生責任者が指名されている。

(オ) 交通安全対策について

交通量の多い交差点付近での工事である。誘導員により歩行者、車両の誘導が的確に行われていた。

オ 環境への配慮について

管路埋戻し用再生砂の六価クロム試験が行われ、許容値以下であることを確認した。また、薬液注入工事の観測井戸データは、規定値を満足しているのを確認した。

カ 指摘事項等

(ア) 注意事項

(a) 現場安全管理組織の責任者は、総括安全管理者ではなく統括安全衛生責任者である。修正されたい。

(b) 店社安全管理者は現場安全管理組織には属しないので、削除されたい。

(イ) 要望事項

- (a) 施工計画書にページを記入されたい。
- (b) 薬液注入観測井戸の水質検査は工事完了後 6 か月後ということなので、工事竣工時に発注者、請負者間で覚書等を交わされたい。

## II-6 現場施工状況について

監査委員、監督員、現場代理人の同行により現場を巡視し、目視により調査した。

### (1) 工事施工状況について

#### ア 現況について

当日の作業は、マンホール 3 から既設マンホール間の  $\Phi 200$  推進工が行われていた。推進工 4 名、誘導員 2 名、元請け職員 3 名の計 9 名が作業に従事していた。

#### イ 品質について

推進工は、精度よく施工されているようであった。

#### ウ 工程（工程表との整合）について

現場巡視時、推進工の推進作業中であった。推進工事は、非常に順調に進んでいるように見受けられた。そのため工程は、予定以上に進捗している。

#### エ 安全について

必要な標識類は、設置されている。また、交通誘導員は、的確に人及び車両を誘導していた。現場内の整理整頓状況は、良好である。

#### オ 標識類の掲示について

建設業の許可票、労災保険関係成立票、建退共加入者証、施工体系図が掲示されているのを確認した。

#### カ 指摘事項等

##### (7) 注意事項

- (a) 施工中のマンホール 3 の立坑天端に、飛来落下物防止と急激な降雨時の浸水防止が必要である。周囲に土嚢を積む等の対策をされたい。
- (b) 両発進立坑のマンホール 2 は、立坑が鉄板で覆われカラーコーンで囲われているが、立ち入り禁止の表示をされたい。

##### (4) 要望事項

- (a) 立坑内で万が一傷病者が発生した場合を想定し、救出訓練を実施されたい。

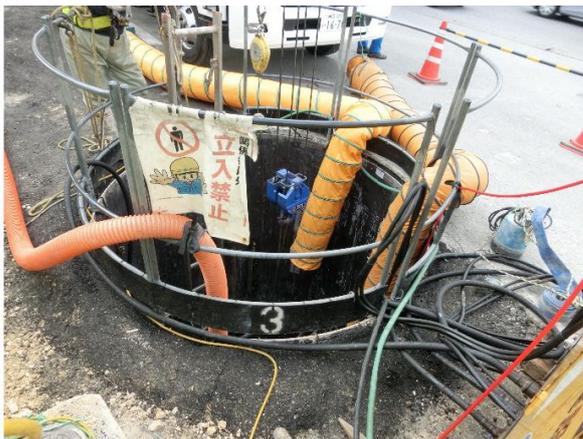
Ⅱ－ 7 現場実査時の写真



(写真-1 管路布設予定歩道)



(写真-2 立坑内推進工施工中)



(写真-3 立坑天端 飛来落下防止及び浸水防止が必要)

### Ⅲ 鏡原中学校校舎改築工事（建築 2 工区）

#### Ⅲ－1 工事担当所管部署

教育委員会 生涯学習部 施設課

#### Ⅲ－2 概 要

- (1) 工事場所 那覇市鏡原町 36 番 1 号
- (2) 工事概要
- |       |   |
|-------|---|
| 建物用途  | 中学校校舎   |
| 敷地面積  | 19,945m <sup>2</sup>  |
| 建築面積  | 3,482m <sup>2</sup>   |
| 床面積   | 9,643m <sup>2</sup>   |
| 各階床面積 | 1 階：3,336m <sup>2</sup><br>2 階：2,099m <sup>2</sup><br>3 階：2,035m <sup>2</sup><br>4 階：2,009m <sup>2</sup><br>R 階：103m <sup>2</sup><br>屋外倉庫：29m <sup>2</sup><br>ポンプ室：32m <sup>2</sup> |
| 構 造   | 鉄筋コンクリート造   |
| 発注体系  | 分離分割発注  |
| 付帯施設  | 共同調理場   |
- (3) 工事請負会社 野原建設・IMI CORPORATION・神谷産業共同企業体
- (4) 設計業務委託 泉設計・設備研究所共同企業体
- (5) 工事監理 泉設計・設備研究所共同企業体
- (6) 工 期 平成27年12月24日 ～ 平成29年 1 月 31 日
- (7) 事業費 設計金額 891,108,000 円  
契約金額 891,000,000 円  
請負率 99.98 %
- (8) 工事進捗状況 計画出来高 51.8 %  
実施出来高 36.5 % (平成 28 年 10 月 31 日現在)
- (9) 公告日 平成 27 年 9 月 15 日 (制限付一般競争)
- (10) 入札年月日 平成 27 年 10 月 13 日
- (11) 財源内訳 県補助 2/3 起債(1/3) \* 0.75 自主財源(1/3) \* 0.25
- (12) 低価格入札の有無 無
- (13) 契約年月日 平成 27 年 12 月 24 日
- (14) 履行保証体系 契約保証 (株)沖縄銀行

## 前払保証 西日本建設業保証(株)

## Ⅲ－3 調査項目 (着眼点)

## (1) 計画について

- ア 事業計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- イ 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。

## (2) 設計について

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 法令等に適合した設計となっているか。
- ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- オ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

## (3) 積算について

- ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。
- ウ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

## (4) 契約について

- ア 契約の方法及び手続きは適正か。
- イ 契約締結は適正か。
- ウ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

## (5) 施工管理及び現場施工状況について

- ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続きは適正に行われているか。
- イ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
- ウ 法令等を遵守して施工されているか。
- エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- オ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
- カ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- キ 工事管理及び品質管理は適切に行われているか。

## Ⅲ－4 総 評

工事技術調査対象工事は、中学校校舎改築工事である。10 月末時点における進捗状況は、出来高 36%で躯体工事が進行中である。提示された書類及び現場を調査し、疑問点は関係者に質問をすると共に各段階における技術的事項について調査した。調査結果は、書類の整備状況、施工管理状況及び安全管理状況ともに良好である。

また、杭支持地盤の確認は、ボーリングを追加することと、既設建物のデータ

を利用し詳細に地盤状況を把握している。その結果、支持地盤の傾斜状況を詳細に把握し、杭長の決定に反映させている。杭の支持力は全く問題ないことをデータで示している。

また、場内は整理整頓され、産廃の分別状況、熱中症対策が徹底されていた。仮設の校舎が運動場に建てられ、運動場は極端に狭くなっている。当初計画では、3年生は新しい校舎から卒業する予定であった。今後は新学期に間に合うよう、年度内完成が望まれる。

個々の調査結果について気付いた点は、各項目の指摘事項等で記述しているので確認、対応されたい。

### Ⅲ-5 書類調査について

書類調査に当たっては、事前に質問書を作成し回答を受領した。事業目的、設計、積算、入札・契約、施工について、ヒアリングにより回答内容を確認すると共に補足質問により回答を得た。

#### (1) 計画について

##### ア 事業目的について

校舎が老朽化し、先に行われた耐力度調査において危険建物と判断された。生徒の良好な教育環境を確保する必要があるため、改築を行うものである。

##### イ 計画経緯について

改築の対象となった校舎は、昭和 53 年から 55 年にかけて建築されたものである。建設地は埋め立て地であり、既設校舎周囲に地盤沈下が見られたことから改築時期が早められている。設計に先立ち参考とした建物は小禄中学校で、調理場は大名小学校を参考としている。

##### ウ 事前協議について

建築計画通知、赤土等流出防止条例届出通知等がされている。学校、関係機関との協議の他、周辺は埋め立て地であることから、設計時より付近住民への説明を行っている。

#### (2) 設計について

##### ア 特記仕様書について

建築工事特記仕様書と構造特記仕様書により、詳細に規定されている。  
発注図書に環境配慮仕様書が示されている。

##### イ 採用した基準、法規、標準類について

以下の基準類等に拠っている。

##### 建築基準法

建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 25 年版）

建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 25 年版）

敷地調査共通仕様書（国土交通省・国営整第 183 号 平成 23 年 12 月）

建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 22 年版)  
構造計画・施工計画の留意事項 (沖縄県土木建築部 平成 25 年 4 月)

ウ コスト縮減について

コンクリート強度を F c 24 までにおさえ、大梁・柱断面を決定している。

エ 環境への配慮について

教室の配置を片廊下とし、風通しを良くすることで中間期の室内環境が良好となるよう考慮している。また、北側の普通教室には大きな庇を設けることで、室内だけでなく室外で活動できる場を提供し、生徒への豊かな空間を提供している。雨水を貯留する水槽を設置し、トイレに利用する計画としている。

オ 品質面への配慮について

本工事においては建物形状が一部複雑であることから、仕口内の配筋の納まりが非常に厳しい部分がある。溶接閉鎖型帯筋を採用した場合、在来型帯筋にあるフックや鉄筋の重なりがなくなるため配筋の納まりに余裕ができ、鉄筋間の空気を確保することができる。その結果、コンクリートの充填性が向上し、コンクリート躯体の品質を確保できることから溶接閉鎖型帯筋を採用している。

カ 維持管理への配慮について

学校からの修繕要求に対して優先度を確認し、維持管理をしている。緊急を要する修繕は、施設課所属の環境整備員で対応している。なお、平成 29 年度に学校施設等長寿命化計画を策定する予定とのことである。

キ その他設計上配慮した事項について

以下の事項について配慮している。

(ア) 通学生徒の動線を考慮し、正門位置を変えている。

(イ) 給食車の動線、騒音に配慮している。

(ウ) 川沿いで高潮の懸念があることから、1 階の床面を高くしている。

ク 指摘事項等

要望事項

(ア) 環境配慮仕様書が定められているが、具体的にどのようにアクションを起こしているのかわからない。施工計画書にも具体的に環境配慮仕様書に対する記述がみられない。環境配慮仕様書に対する具体的な行動計画を施工計画書に記述することを指導し、環境に配慮した公共工事が行われていることが関係者及び第三者にわかるようにされたい。

(3) 積算について

ア 積算根拠について

以下の基準書に拠っている。

建築工事積算基準 (沖縄県土木建築部 平成 26 年度)

イ 積算内訳の算出根拠について

単価は、以下の単価表に拠っている。

営繕工事標準単価表 (沖縄県土木建築部)

実施設計単価表 (沖縄県土木建築部)

見積りの必要なものは3者以上徴収し、その最低値を採用している。見積りを徴収している主な工事は、共通仮設工事、型枠工事、既製コンクリート杭工事、防水工事、金属工事、左官工事、ガラス工事、塗装工事、磁気探査工事等である。

ウ 積算書の照査と決裁方法について

担当者が設計書を作成し、当該工事に関わりのない主査が精査したのち、当業務の主任となる主査、グループ長、課長、副部長の順で決裁している。

(4) 契約について

ア 入札について

2者参加による制限付一般競争入札である。

イ 入札・契約の決裁・手続の確認について

決裁・手続については、所定の手順どおり行われている。

ウ 施行伺いから契約手続きの経緯 (見積期間の確認) について

工事公告は、平成 27 年 9 月 15 日で、入札は平成 27 年 10 月 13 日である。建設業法で定められた必要な見積期間 (15 日) は確保されている。

エ 現場代理人、主任技術者届について

現場代理人及び主任技術者等選定通知書が提出されている。また、その資格及び雇用関係を示す書面 (健康保険被保険者証の写し) を確認した。

オ 工事履行保証、前払保証について

(株)沖縄銀行により契約保証がされ、西日本建設業保証(株)により前払保証がされている。証書を確認した。

カ 工事保険等の加入、建退共の加入・証紙について

(ア) 工事保険 (火災保険含む)、賠償責任保険に加入している。

証書を確認した。

(イ) 建退共に加入し建退共証紙が購入され、共済証紙購入状況報告書が提出されている。

キ 監督員通知について

契約約款に基づき請負者に対し、主任監督員 (主査) 及び監督員 (技師) が通知されている。

ク 出来高検査、変更契約について

平成 28 年 11 月 4 日に変更契約が行われ、工期を 59 日延長し平成 29 年 3 月 31 日までとしている。工事内容の変更も行われているが金額変更はない。その手続き、処理は、適正に行われている。

(5) 施工管理について

## ア 監理、監督について

## (ア) 施工計画書（記載内容の確認）について

総合施工計画書、杭地業工事、磁気探査工事、仮設工事、土・地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事について作成されている。施工計画書記載事項チェックシートによりチェックされている。内容について大きな不備はない。

## (イ) 工程表（基本、実施）について

工程表が作成されているが、工事は遅れている。その後、修正工程表が作成されフォローされている。

## (ウ) 施工体制（体系図、体制台帳）について

施工体系図、施工体制台帳が作成されている。

## (エ) 建設副産物（処理計画等）について

再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、処理業者許可証写し、契約書を確認した。

## (オ) 工事实績情報について

工事实績情報の登録手続きがされている。

## (カ) 工事記録写真について

現時点までの工事記録写真を見分し、適正に施工されているのを確認した。

## (キ) 下請負届等について

請負者より下請負届が提出されている。

## イ 品質管理について

## (ア) 使用材料（承諾願等）について

杭材、コンクリート、鉄筋等の使用材料承諾願等が提出されている。

## (イ) 材料検査成績書について

使用材料の検査成績書を見分し、使用材料が所定の検査成績を満足していることを確認した。

## (ウ) 立会、段階検査について

工事監理受託者により立会、段階確認検査が行われている。

## (エ) 中間技術検査について

平成 28 年 9 月 16 日に都市計画部技術管理課の検査員により中間技術検査が行われている。

## (オ) 杭支持力の確認について

杭は、PHC 杭を支持地盤にセメントミルクで固める工法である。事前のボーリング調査と既設建物のデータにより詳細に支持地盤の確認が行われている。その結果、支持地盤の傾斜状況を正確に把握し、それに合わせて杭長を決めている。また、支持地盤の確認は、オーガー掘削時のサンプリングとボーリングデータとの照合及び電流計により確認している。

## ウ 施工監理 (監督) について

## (ア) 工事打合せ簿 (議事録、指示協議事項) について

工事施工に伴う必要な協議がされ、工事打合せ簿が作成されている。

## (イ) 工事監理について

工事監理受託者は常駐し、工事監理にあたっている。監理日誌を確認した。

## エ 労働安全衛生管理について

## (ア) 災害防止協議会 (記録) について

災害防止協議会が一回/月開催されている。記録を確認した。

## (イ) 安全衛生活動状況 (新規入場、パトロール、KY活動等) について

安全衛生活動 (新規入場、パトロール、KY活動等) が実施されている記録を確認した。現時点まで無災害である。

## (ウ) 統括安全衛生管理について

当該工事と同時期に同じ工事区域での別途工事は、建築 (1 工区)、電気、機械、空調、昇降機の 5 件ある。このような場合、統括安全衛生管理義務者を指名することになっている。鏡原中学校校舎改築工事では建築 (1 工区) が指名されて統括管理を行っている。

## オ 学校および近隣への配慮について

学校内での工事であるため、常に学校と連絡をとりながら工事を進めている。学校行事への協力、試験の際の工事騒音への配慮、登下校時の誘導等である。近隣へは、工事状況のPR、工事現場周辺の清掃を行っている。

## カ 指摘事項等

## (ア) 注意事項

(a) 施工計画書の 3-1 現場施工管理体制図に監理技術者と主任技術者が併記されているが、建設業法第 26 条第 2 項に規定する下請契約の請負代金の総額が 6,000 万円以上であり、主任技術者は削除されたい。

(b) 施工計画書の 3-2 現場安全衛生管理体制図に統括安全衛生責任者と元方安全衛生管理者が併記されているが、元方安全衛生管理者は別途指名されたい。また、店社安全衛生管理者は、現場組織に所属できないので削除されたい。

(c) 施工計画書 7-2 緊急時の連絡体制は、誰が何処に連絡するのか明確になっていない。連絡の順序がわかりやすいように矢印を付されたい。

## (イ) 要望事項

(a) 施工計画書にページを付されたい。

(b) 工程表は日数だけでなく、施工期日が判るように作成されたい。

## III-6 現場施工状況について

監査委員、監督員、現場代理人の同行により現場を巡視し、目視により調査した。

## (1) 工事施工状況について

## ア 現況について

## (ア) 当日の作業

当日は、翌日に予定されている1階土間コンクリート(260m<sup>3</sup>)打設の準備が行われていた。鉄筋工2名、打設箇所清掃工4名、型枠取付工5名、JV職員6名計18名で、工事監理2名を加えて総計20名であった。

## イ 品質について

土間の配筋状況は、良好である。

## ウ 工程(工程表との整合)について

見直し工程により、工事が進んでいる。このままの状態に進捗すれば、工期に問題はないと思われる。

## エ 安全について

1階の土間コンクリート工事で高さはないが、取付の階段が設けられていた。また、配筋された箇所の通路も整備されていた。特に危険な箇所はみられなかった。

## オ 標識類の掲示について

建設業の許可票、労災保険関係成立票、建退共加入者証、施工体系図が掲示されているのを確認した。掲示板には今までの工事経過写真を掲出して、工事のPRに努めている。

## カ その他

現場で発生する産廃は、分別が徹底されていた。また、熱中症対策として休憩所を設け、水分と塩分の補給ができるよう配慮されていた。

## キ 指摘事項等

## 要望事項

(ア) 工程的に余裕を持たせるためスラブコンクリート支保工解体時期について、従来の一般的な存置期間の考え方ではなくコンクリート強度の発現を確認し、できるだけ早く支保工を解体することを検討されたい。

Ⅲ－7 現場実査時の写真



(写真-1 スラブ配筋状況)



(写真-2 熱中症対策をした休憩所)



(写真-3 現場経過写真の掲出状況)